



2026 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 D e l t a - F l y P h a r m a 株式会社

代表者名 代表取締役社長 江 島 清

(コード：4598 東証グロース)

問合せ先 取締役管理部門担当 黒 滝 健 一

<https://www.delta-flypharma.co.jp/ir/ircontact/>

第三者割当による第 12 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 22 日開催の取締役会において決議しました、EVO FUND（以下「EVO FUND」又は「割当先」といいます。）を割当先とする第 12 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2026 年 8 月 7 日に発行価額の総額（1,400,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026 年 7 月 22 日公表の「第三者割当による第 12 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 3 回無担保社債（私募債）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	2026 年 8 月 7 日
(2) 新株予約権の総数	100,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 1,400,000 円（新株予約権 1 個当たり 14 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	10,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額（下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」において定義します。）は 64 円（但し、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、10,000,000 株です。
(5) 資金調達額	1,271,400,000 円（差引手取概算額：1,246,400,000 円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,400,000 円 新株予約権行使による調達額：1,270,000,000 円
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は 127 円です。 (1) 行使価額は、割当日の 2 営業日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。）後に初回の修正がなされ、以後 1 営業日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ 3 連続営業日（以下「価格算定期間」といいます。）の各営業日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の 100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。また、いずれかの価格算定期間内の営業日において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各営業日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。 (2) 上記第 (1) 号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前営業日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みま

	す。)までの株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。)、及び②当該株主確定期間の末日の翌営業日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の翌々営業日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、1営業日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。 (3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月22日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割等が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。)(以下「発行決議日終値」といいます。)を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 (4) 本新株予約権の行使価額の下限(以下「下限行使価額」といいます。)は、当初64円とする。下限行使価額は本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。
(7) 行使期間	2026年8月10日から2028年8月10日まで
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	EVO FUND に対して第三者割当の方法によって割り当てました。
(9) その他	(1) 当社は、割当先との間で、2026年7月22日付で、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結いたしました。 (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌営業日に行われたものとして取り扱われます。)、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとし、 (3) 上記「(7) 行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。)で取得します。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(25,000,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

以 上